

求人票

2019年3月卒業・修了予定者【学校推薦】

求人者	社名	株式会社デンソーテン（旧：富士通テン）			
	所在地	〒652-8510 神戸市 兵庫区 御所通1-2-28		代表者	代表取締役社長 岩田 悟志
	事業内容	(1)カーナビ・カーオーディオの開発/製造/販売 (2)エンジンECU等自動車用電子機器の開発/製造/販売		設立	1972年10月25日
	推薦書類宛名	株式会社デンソーテン 人事総務部長 (以下担当連絡先) TEL:078-682-2009 (直通) FAX:078-682-2247 E-mail: fresh@tm.ten.fujitsu.com		資本金	53億円
				株主	(株)デンソー51%・トヨタ自動車(株)35%・富士通(株) 14%
				連結売上高	3,836億円 ※2017年3月末現在 (海外売上高 1,856億円 <48.4% >)
		従業員	単独 2,943名 連結 10,241名 ※2017年3月末現在		
(デンソーテン・採用情報) https://www.denso-ten.com/jp/recruit/					

採用条件	職種	製品設計(回路/機構/ソフト)、研究開発、 商品企画、品質管理、生産技術 他	指定	博士 不可	留学生 可	既卒 不可
	勤務地	神戸本社、愛知県豊田市、東京都品川区、 その他国内外の事業所	昇給	年1回(4月)		
	就業時間	神戸本社 8:30~17:15 又は 9:00~17:45 ※事業所・部門により異なる	賞与	年2回(6月・12月)		
	初任給	高専卒 185,500円/大学卒 月給210,500円 修士了 月給234,500円 ※2017年4月初任給実績	保険	雇用・労災・健康・厚生年金保険		
	休日 休暇	完全週休2日制(土・日曜日・祝日) GW・夏季・年末年始10日程度の大型連休有り 年間休日125日(2017年度) 有給休暇(初年度より20日)、リフレッシュ休暇 他	退職金	有(退職金前払い制度も選択可)		
			諸手当	時間外・通勤費・家賃補助ほか		
		労働組合	有			
		福利厚生	ファミリーアシスト給付 社宅・独身寮、診療所、体育館 トレーニングセンター、レコーディングスタジオ 他			
		その他	育児休職制度、介護休職制度有			

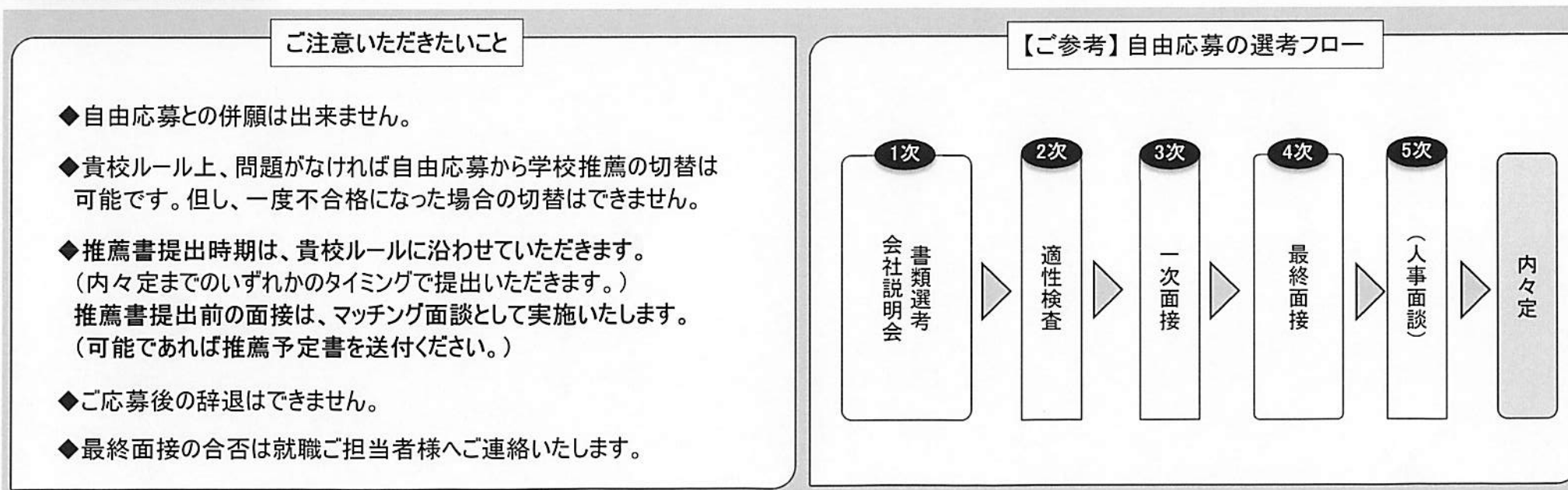
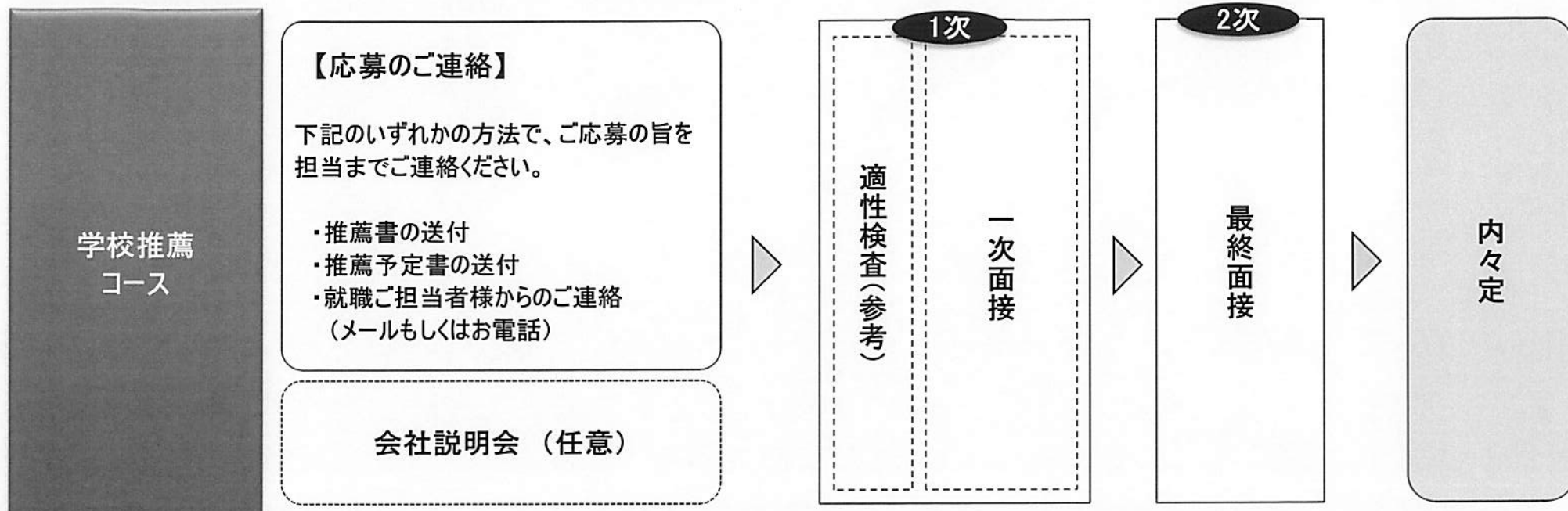
採用試験	募集コース	学校推薦コース<一括採用> 入社後に配属面談を行い、配属先・職種を決定します	受付	随時(上記担当へご連絡の上、 必要書類をご送付ください)	
	選考方法	1. 事前準備 ・応募者専用サイト(下記URL参照)にご登録願います	郵送書類	履歴書(写真添付)、推薦書 成績証明書(修士の方は学部時を含む) 卒業見込証明書、健康診断書	
		2. 筆記試験 ・Web適性検査を実施します	送付先	〒652-8510 神戸市兵庫区御所通1-2-28 株式会社デンソーテン 人事総務部 採用チーム 宛	
		3. 面接選考 ・神戸本社にて、個人面接(2回)を実施します ※フローの詳細は別紙をご覧ください ★面接の結果を最も重視します	試験日	書類到着後、ご本人に通知いたします	
			携行品	筆記用具、印鑑	

(デンソーテン・応募者専用サイト) https://job.axol.jp/bw/s/denso-ten_19/entry/



(採用担当者より)

当社は100年培ったクルマづくりの技術とICTを活用し、車載用機器を手掛けるカーエレクトロニクスメーカーです。自動運転の実現や人々の命を守る周辺監視センサーはもちろん、ドライブをより便利で楽しくするナビ・オーディオやインターフェース、燃費向上や排ガス低減をめざした、環境にやさしい制御システムなどを提供しています。自由で快適なモビリティ社会の実現にむけて、新たな価値の創出に挑戦し続けています。



自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 株式会社デンソーテン
 事業所所在地 〒652-8510 神戸市 兵庫区 御所通1-2-28
 代表者名 人事総務部長 後藤 俊樹



以下の内容に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

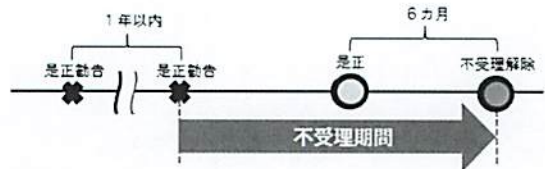
チェックシート

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280127派若01）により確認し、理解しました。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

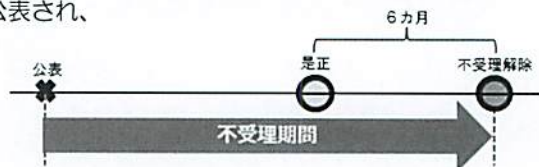
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



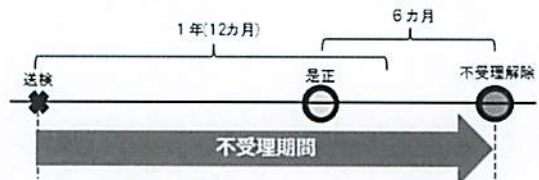
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

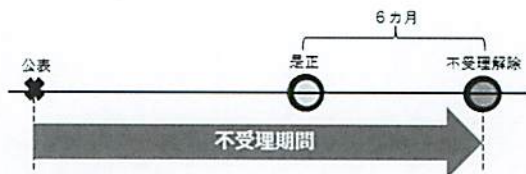
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。